

## 寄附受納要件の説明について（概要）

- (1) 一般公衆の通行に供されていること。（不特定多数の方が利用する道路）
- (2) 寄附物件の有効幅員が起点から終点まで4 m以上あり、起点及び終点ともに道路法第3条に規定する道路（国道、県道、市道）に接続していること。  
※私道の一部の寄附、行き止まり道路の寄附は不可。  
※既存道路の拡幅の場合は、市道または市が管理する法定外道路の拡幅部分であること。
- (3) アスファルト舗装、側溝、街渠、集水柵その他の排水施設（地下構造物含む）が適切に設置されていること。（老朽化等により管理に支障をきたす可能性がある場合は改修が必要です。）  
※工事が必要となる場合は計画図等を作成して道路総務課にご相談ください。
- (4) 寄付物件の地下に埋設物がない。地下埋設物がある場合、水道管や下水道管など公共目的で管理者が明確である必要があります。
- (5) 公共施設以外の占用物がないこと。  
（耳付きグレーチング、縞鋼板の蓋掛け、乗り入れステップ、水道メーター×）
- (6) 寄附物件が独立した地番で登記されていること。※表題部のみの登記は不可
- (7) 登記名義人から寄附の意思が書面により確認できること。  
※所有者全員の同意、提出書類に押印（実印）が得られること。  
※相続登記等が未了の場合は相続登記完了後に申出をお願いします。  
※必要な登記手続きができない場合は寄附ができません。  
※市は共有者や相続人の調整等を行いません。
- (8) 寄附物件に所有権以外の権利の設定がないこと。（抵当権、地役権など）  
※その他、登記されていない権利を有する者や特別な利害関係人がいないこと。
- (9) 全ての境界標が地積測量図どおりに設置されていること。（境界が確定していること）  
※道路側の境界は金属標など耐久性の高いものをお願いします。
- (10) その他現況に応じて市が指示した措置が講じられていること。（スミ切等）  
※測量、分筆、構造物設置等にかかる費用は全て申請者負担になります。  
※境界標の確認を含め、調査や図面収集等は申請者をお願いします。  
※道路の機能面の問題から寄付をお断りする場合があります。  
※資料を持ってご相談いただいてから2週間を目途に寄附の可否を連絡します。